

百合ヶ丘いきいきクラブ 会則（2022年版）

第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、百合ヶ丘いきいきクラブという。

（構 成）

第2条 本会は、第6条に掲げる会員をもって構成する。

（事務所）

第3条 本会の事務所は、百合ヶ丘ハイツ自治会館（横浜市港南区下永谷4丁目3番47号）におく。

（目 的）

第4条 本会は、会員相互の親睦と連携をはかり、健康・友愛・奉仕を基本として、生活を豊かにする楽しい活動、地域を豊かにする社会活動に取り組み、健康で生きがいのある生活の実現と、高齢者の保健福祉の健全な発展に寄与することを目的とする。

2) 本会は、自治会のその他別組織とする。

（活 動）

第5条 本会は、第4条の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

- (1) 高齢期をともに生きる仲間づくり活動
- (2) 心とからだの健康づくり活動
- (3) 相互に支え合う友愛活動
- (4) 地域社会に貢献する奉仕・ボランティア活動
- (5) すべての実践の基礎となる学習活動
- (6) 本会を構成する各同好会同士の連携を図る活動
- (7) その他目的を達成するために必要な活動

第 2 章 会 員

（会員の要件）

第6条 会員は、本会の目的・活動に賛同する百合ヶ丘ハイツ自治会地区に居住する概ね60歳以上の者とする。ただし、60歳未満の者の参加も妨げない。また、当自治会地区外の者で本会の活動趣旨に賛同する者の参加も妨げない。

2) 会員は、次により区分する。

- (1) 正会員（60歳以上の者）
- (2) 準会員（60歳未満の者）
- (3) 賛助会員（当自治会地区外の者）

3) 会員は、第23条に基づき会費を納入するものとする。ただし、18歳未満の準会員は、会費を免除する。

（同好会への参加）

第7条 会員は、第4条の目的を達成するための種々の同好会の何れかに参加・登録する。

2) 会員は、複数の同好会に参加登録できるとともに、参加・登録していない他の同好会との交流ができる。

（入 会）

第8条 本会への入会を希望する者は、本会会長に届け出るものとする。

（休会・退会）

第9条 休会または退会を希望する会員は、本会会長に届け出るものとする。

第 3 章 役 員

（役員の構成・定数）

第10条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 2名
- (5) 監査役 1名

（役員の選任方法）

第11条 役員は、総会において選任する。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長の職務執行に支障が生じた場合は、その職務を代行する。
- 3) 幹事は、本会の業務を処理する。
- 4) 会計は、本会の会計を処理する。
- 5) 監査役は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会で報告する。

(役員の任期・補充)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないが、2期4年までとする。

- 2) 補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3) 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第14条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 代表者会

(会議の構成)

第15条 総会は、正会員と準会員をもって構成する。

- 2) 幹事会は、会長・副会長・幹事・会計・監査役をもって構成する。
- 3) 代表者会は、幹事会の構成員と各同好会の代表者をもって構成する。

(会議の権能)

第16条 総会は、次の事項について決定する。

- (1) 各年度の活動計画に関する事項
- (2) 各年度の予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他会長が付議した事項
- 2) 幹事会は、第1項を除き、業務遂行上必要な事項について決定し、本会の運営にあたる。
- 3) 代表者会は、各同好会の活動内容についての情報交換及び相互協力の機会とする。

(会議の開催)

第17条 総会は、毎年1回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 2) 幹事会は、必要に応じて随時開催する。
- 3) 代表者会は、隔月にこれを開催する。

(会議の招集)

第18条 会議の招集は、会長が行う。

- 2) 会長は、会員の相当数または監査役から、会議に付すべき事項を示して総会の開催を請求された場合は、その請求があった日から30日以内に、これを招集しなければならない。

(会議の議長)

第19条 総会の議長は、副会長があたる。

- 2) 幹事会及び代表者会の議長は、会長があたる。

(会議の議決)

第20条 会議の議事は、出席者の賛成多数で決する。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 会員数及び出席会員数
- (3) 議事の内容及び結果
- 2) 議事録には、その総会に出席した会員の中から選出された2人の者が、内容を精査し、署名・捺印しなければならない。

第 5 章 会 計

(経費の構成)

第22条 本会の活動に関わる経費は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第23条 本会の会費は、次のとおりとし、会員は毎年期首に一括納入する。ただし、年度途中の退会については、会費の返還は行わない。

- (1) 正会員 1,200円 (月 100円)
- (2) 準会員 1,200円 (月 100円)
- (3) 賛助会員 1,200円 (月 100円)
- (4) 新規入会者 入会月から期末までの月数×100円

2) 会費の徴収は、所属の同好会を通じて行う。ただし、重複会員の場合は、自らが選定した同好会にて行う。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第 6 章 帳 簿

(帳簿の整備)

第25条 本会に次の帳簿を整備する。

- (1) 会則綴り
- (2) 会員名簿
- (3) 活動計画書及び記録簿
- (4) 予算書・決算書及び会計簿
- (5) 経費支出及び財産に関わる証拠書類(請求書・領収書・預金通帳等)
- (6) その他必要な書類

2) 第1項に掲げるもののうち、(1)及び(2)は常備し、その他については当該年度終了後5年間保管する。

第 7 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第26条 この会則を変更しようとするときは、総会において議決を得なければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第27条 本会を解散しようとするときは、総会において議決を経、市の主管課に届け出なければならない。

2) 本会が解散した場合の残余財産は、総会の議決を経、老人保健福祉の向上に資する活動を行う団体・機関に寄付するものとする。

第 8 章 補 則

(施行細則)

第28条 この会則の施行について必要な細則は、総会の承認を経て会長が定める。

第 9 章 附 則

(施行・沿革)

第29条 この会則は、平成29年7月1日(2017年)より施行する。

2) 本会の初年度は、平成29年7月1日(2017年)から平成30年3月末日(2018年)までの9か月とする。

第1次改正 2019年 4月21日
第2次改正 2021年 4月25日
第3次改正 2022年 4月24日